

## 高石市行政計画審議会における傍聴及び議事録の公開規程（案）

### 第1 目的

この規程は、高石市行政計画審議会（以下「審議会」という。）の会議の傍聴、及び議事録の公開に関して必要な事項を定めるものとする。

### 第2 適用範囲

この規程は、審議会の議長（以下「議長」という。）が審議会に諮り、公開の決定がなされた場合において、適用されるものとする。なお、審議会は原則公開とするが、審議会の会議が次のいずれかに該当する場合、当該会議を非公開とすることができる。

- (1) 高石市情報公開条例（平成12年高石市条例第19号）第7条及び第8条の規定に該当する情報を取り扱う場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害されると認められる場合

### 第3 傍聴の手続

審議会を傍聴しようとする者は、別に定める運用基準に基づく決定を受けた後、係員の指揮によって傍聴席に着かなければならない。

### 第4 傍聴者の決定

傍聴者の定員は原則10名とする。ただし、議長が審議会に諮り、認められた場合はこの限りでない。なお、その決定方法等は別に定める。

### 第5 傍聴の禁止

次のいずれかに該当する者は、傍聴をすることができない。

- (1) 容儀を乱し、又は酒気を帯びていると認められる者
- (2) 審議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがある物を携帯している者
- (3) その他議長が審議運営に支障をきたすおそれがあると判断した者

### 第6 傍聴者の遵守事項

- (1) 定められた場所以外に入らないこと。
- (2) 静粛を守り、私語及び談笑をしないこと。
- (3) 議長の許可を得ないで撮影、録音等をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) 委員の言論に対し批評を加え、賛否を表明し、又は拍手をしないこと。
- (6) その他会議の妨害となる行為をしないこと。

### 第7 違反に対する措置

議長は、傍聴者がこの規程に違反したと認めたときは、直ちにその者の傍聴を禁止し、退場を命ずることができる。

### 第8 議事録の公開

審議会の議事録は、原則公開とする。ただし、審議会にて非公開と決定された内容についてはこの限りでない。なお、開示する議事録は要約したものとする。

### 第9 議事録署名人

議長は会議に先立ち、委員のうちから議事録署名人2名を定めなければならない。なお、議事録署名人については、会長により、会長を除く委員のうち、五十音順で2名を指名するものとする。

### 第10 その他

この規程に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、議長が審議会に諮って決定するものとする。

### 附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

## 高石市行政計画審議会における傍聴及び議事録の公開運用基準（案）

- 1 傍聴者の受付は、会議開催30分前から10分前までとし、傍聴希望者は、受付簿に住所、氏名を記載する。
- 2 傍聴者は先着順で決定する。
- 3 傍聴者に対しては、議事次第及び資料概要を配布する。ただし、資料概要については、各委員への資料配布の際、確認して頂くものとする。
- 4 傍聴及び議事録公開については、議事日程表により審議案件毎に審議会に諮り公開・非公開を決定する。
- 5 会議録は、市のホームページ及び行政資料コーナーにて閲覧できるものとする。

### 附 則

この運用基準は、平成 年 月 日から施行する。